

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	21	府省庁名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
要望項目名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の内容 <p>国にて要望している総額型の控除上限の再引き上げ（法人税額の20%→30%）の地方税への適用</p>	
関係条文	地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号、地方税法附則第8条第1項、3項	
減収見込額	(初年度) ▲190 (▲2,100) (平年度) ▲190 (▲2,100) (単位:百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国の研究開発投資総額（平成22年度：17.1兆円）の約7割（同：12.0兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国経済活力の源泉であり、新事業・雇用創出の担い手である中小企業が経済・社会ニーズに即応した技術革新を図っていくことは我が国経済の発展に不可欠であるが、中小企業は、新規事業のための優れたアイディアを持っていながら、資金不足、技術力不足等により、それを充分活かせていないのが現状である。</p> <p>このような中小企業に対し、研究開発投資に関する税制措置を講じることにより、自主的かつ多様な研究開発を促進し、資金的体力及び技術的能力を蓄積させ、新規産業・雇用機会の創出等、地域経済の活性化及び持続的な経済成長を実現していくことが必要である。</p>	
本要望に対応する縮減案		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 食品産業の持続的な発展 農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備</p>																																																																	
	政策の達成目標	<p>我が国の優れたものづくりの基盤となっているものづくり中小企業をはじめ、様々な付加価値を生み出す中小企業が、将来にわたって競争力を維持・強化していくことが重要である。</p> <p>このため、中小企業が研究開発投資を持続的に行えるような環境を整備し、国税と合わせて民間研究開発投資のGDP比率を4%以上にする。(新成長戦略 平成22年6月18日閣議決定)</p> <p>2020年度までに官民合わせてGDP比4%以上の研究開発投資を行う。(日本再生戦略 平成24年7月31日閣議決定)</p>																																																																	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし ・増加型・高水準型:平成25年度末まで 																																																																	
	同上の期間中の達成目標	民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準とする。																																																																	
	政策目標の達成状況	<p>我が国は、主要先進諸国の中で、韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率となっている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>2.54</td> <td>2.63</td> <td>2.68</td> <td>2.70</td> <td>2.54</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.91</td> <td>0.99</td> <td>1.01</td> <td>1.08</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.15</td> <td>2.32</td> <td>2.45</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.80</td> <td>1.86</td> <td>1.93</td> <td>2.04</td> <td>2.04</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.06</td> <td>1.08</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.12</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>1.14</td> <td>1.14</td> <td>1.09</td> <td>0.98</td> <td>0.99</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.73</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.66</td> <td>0.78</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.39</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.74</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.86</td> <td>1.91</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>0.55</td> <td>0.55</td> <td>0.61</td> <td>0.65</td> <td>0.67</td> </tr> </tbody> </table> <p>主要国対GDP民間研究開発投資比率 (単位:%)</p> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」</p>		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54	中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25	韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64	アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04	イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12	カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99	ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78	フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39	ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91	イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年																																																														
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54																																																														
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25																																																														
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64																																																														
アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04																																																														
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12																																																														
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99																																																														
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78																																																														
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39																																																														
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91																																																														
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67																																																														

	<p>要望の措置の適用見込み</p> <p>平成25年度減収見込額 1. 9億円（中小企業庁試算）</p>																																				
	<p>国税における利用実績（うち、税法上の中小企業分）</p> <p>平成21年度 7, 172事業年度（4, 411事業年度） 平成22年度 8, 508事業年度（5, 313事業年度） 【出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】</p> <p>(参考) 総額型における利用実績 平成21年度 5, 628事業年度（3, 392事業年度） 平成22年度 6, 640事業年度（4, 029事業年度） 【出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】</p> <p>総額型のうち、控除上限20%→30% 平成21年度 1, 127事業年度（733事業年度） 平成22年度 1, 722事業年度（1, 269事業年度） 【「経済産業省アンケート調査」より推計】</p> <p>国税及び本租特（地方税）を利用したことがある中小企業の割合</p> <p>平成21年度 51. 1% 平成22年度 50. 7% 【中小企業庁アンケート調査結果により算出】</p> <p>以上より、本租特における利用実績を算出すると以下のとおりとなる。</p> <p>本租特における利用実績</p> <p>平成21年度 2, 254事業年度 平成22年度 2, 693事業年度</p> <p>したがって、中小企業庁アンケート調査より算出をした結果、中小企業技術基盤強化税制を利用した企業のうち半数以上が本租特を利用していることから、適用数が想定外に僅少であるとは言い難いといえる。 また、主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。</p> <p style="text-align: center;">主な業種の本租特利用実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金属製品工業</td> <td>11. 8%</td> <td>9. 7%</td> <td>6. 3%</td> </tr> <tr> <td>精密機械工業</td> <td>11. 8%</td> <td>11. 1%</td> <td>8. 5%</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>8. 2%</td> <td>8. 3%</td> <td>12. 7%</td> </tr> <tr> <td>輸送用機器工業</td> <td>8. 3%</td> <td>6. 9%</td> <td>4. 2%</td> </tr> <tr> <td>食品工業</td> <td>7. 1%</td> <td>8. 3%</td> <td>4. 2%</td> </tr> <tr> <td>電気機械工</td> <td>5. 9%</td> <td>5. 6%</td> <td>12. 7%</td> </tr> <tr> <td>卸売・小売業</td> <td>5. 9%</td> <td>8. 3%</td> <td>4. 2%</td> </tr> <tr> <td>ソフトウエア業</td> <td>3. 5%</td> <td>2. 8 %</td> <td>4. 2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【中小企業庁アンケート調査結果により算出】</p> <p>将来推計としては、アンケート調査を基に試算を行った結果、約2, 000～2, 500事業年度程度と推測される。</p>		平成20年度	平成21年度	平成22年度	金属製品工業	11. 8%	9. 7%	6. 3%	精密機械工業	11. 8%	11. 1%	8. 5%	化学工業	8. 2%	8. 3%	12. 7%	輸送用機器工業	8. 3%	6. 9%	4. 2%	食品工業	7. 1%	8. 3%	4. 2%	電気機械工	5. 9%	5. 6%	12. 7%	卸売・小売業	5. 9%	8. 3%	4. 2%	ソフトウエア業	3. 5%	2. 8 %	4. 2%
	平成20年度	平成21年度	平成22年度																																		
金属製品工業	11. 8%	9. 7%	6. 3%																																		
精密機械工業	11. 8%	11. 1%	8. 5%																																		
化学工業	8. 2%	8. 3%	12. 7%																																		
輸送用機器工業	8. 3%	6. 9%	4. 2%																																		
食品工業	7. 1%	8. 3%	4. 2%																																		
電気機械工	5. 9%	5. 6%	12. 7%																																		
卸売・小売業	5. 9%	8. 3%	4. 2%																																		
ソフトウエア業	3. 5%	2. 8 %	4. 2%																																		
有効性																																					
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）																																					

相 當 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業（24年度予算：38億円） ・イノベーション創出基礎的研究推進事業（24年度予算：40億円、(独)農業・食品産業技術総合研究機構事業）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置として、研究開発支援に係る補助金や委託費があるが、それぞれ、国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又はフェイズにおける成果の獲得を目指す制度である。一方、中小企業による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置では、中小企業が自由な発想に基づく独自テーマの研究開発に取り組めるとともに、利益を出すことに注力出来る環境を整備するものである。
	要望の措置の妥当性	平成23年度科学技術研究調査によれば、全企業の売上高に占める研究開発費の割合は大企業で2.3%、中小企業で0.3%と大きく差があるが、現に研究開発を実施している企業に限れば、売上高に占める研究開発費の割合の差は大企業で3.8%、中小企業で2.8%と大差なく、中小企業でも積極的に研究開発に取り組んでいることがわかる。これには、本税制が寄与していると考えられることから、本税制は「中小企業が付加価値を生み出すために行う試験研究を支援する。」という政策目的と整合した措置内容であるといえる。また、本税制は国税措置を利用した中小企業者等が適用可能な措置であることから、適用要件は明確であり、税制として執行可能なものである。

1. 減収額について 地方税における減収額 減収額実績	平成21年度 23億円 平成22年度 30億円 【国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より算出】
-----------------------------------	--

減収額見込み	平成23年度見込み 23億円 平成24年度見込み 21億円 平成25年度見込み 22億円 【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】
--------	--

(減収額実績の算出方法)

「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。

(参考) 国税における減収額

減収額実績 (うち、税法上の中小企業分)

平成21年度 2,565億円(131億円)
平成22年度 3,726億円(174億円)

【国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より算出】

減収額見込み (うち、税法上の中小企業分)

平成23年度見込み 3,857億円(137億円)
平成24年度見込み 3,938億円(126億円)
平成25年度見込み 4,373億円(131億円)

【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】

税負担軽減措置等の適用実績

※平成24年度及び25年度は、控除上限20%として推計

総額型全体の減収額

平成21年度 2,432億円(125億円)
平成22年度 3,502億円(165億円)

【国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】

総額型のうち、控除上限20%→30%の減収額

平成21年度 342億円(9億円)
平成22年度 460億円(12億円)

【経済産業省アンケート調査より推計】

2. 利用実績について

以下にあるとおり、中小企業技術基盤強化税制を利用した企業のうち半数以上が本租特を利用していることから、適用数が想定外に僅少であるとは言い難いといえる。

本租特における利用実績

平成21年度 2,254事業年度
平成22年度 2,693事業年度

【国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」及び中小企業庁アンケート調査結果(22, 23年度)より算出】

(参考) 国税における利用実績 (うち、税法上の中小企業分)

平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度)
平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度)

【出典: 国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】

<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>経済波及効果の試算 (※経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果に基づく)</p> <p>【研究開発税制今回要望：控除上限 20%→30%（国税）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度減収額 (大企業579億円、中小企業11億円) <ul style="list-style-type: none"> ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 <ul style="list-style-type: none"> 大企業：1.49倍 中小企業：1.41倍 ・研究開発投資押上げ額 <ul style="list-style-type: none"> 大企業：863「億円（579億円×1.49倍） 中小企業：15.5億円（11億円×1.41倍） ↓ GDP 押上げ効果（マクロモデルによる計算） <ul style="list-style-type: none"> 大企業：3,532億円 中小企業：64億円 ・平成25年度の控除上限引上げ（20%→30%）による減税が、平成25年度～平成34年までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果：<u>3,596億円</u> <p>※地方税部分（要望措置の適用時）</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔平成25年度国税減収額 11億円〕 <ul style="list-style-type: none"> ↓ 地方税に換算（0.173倍） ・平成25年度での地方税減収額：1.9億円 <ul style="list-style-type: none"> ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果：1.41倍 ・研究開発投資押上げ額：2.6億円（1.9億円×1.41倍） <ul style="list-style-type: none"> ↓ GDP 押上げ効果（マクロモデルによる計算）：11.1億円 ・10年間（平成25～平成34年度）累計のGDP押上げ効果（地方税分）：約11.1億円
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準に維持する。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>我が国のみ、2009年度の対GDP民間研究開発投資比率が大きく低下したため、韓国に抜かれ第2位の水準となった。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和60年度 創設(税額控除率%) 昭和63年度 2年間延長 平成2年度 3年間延長 平成5年度 2年間延長 平成7年度 2年間延長 平成9年度 1年間延長 平成10年度 税額控除率の拡充（6%→10%） 平成11年度 1年間延長 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 1年間延長 平成15年度 税額控除率の拡充（12%の恒久化） 税額控除率の拡充（3%上乗せ措置により12%→15%） 平成18年度税額控除率の拡充（増加額に係る税額控除（増加額の5%）） 税額控除率の廃止（3%上乗せ措置の廃止により15%→12%） 平成20年度 税額控除率の拡充（増加額に係る税額控除（増加額の5%）または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加） 平成22年度 2年間延長（平成20年度拡充の上乗せ措置部分） 平成24年度 2年間延長（同上）</p>